

平成 2 4 年 3 月 2 9 日

亀岡市議会議長 木曾 利廣 様

発議者 環境厚生常任委員長 眞継 進吾

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

介護保険制度の安定した運用を可能にするための対策を求める意見書（案）

介護保険制度の創設以降、亀岡市においてもその利用者数の増加に伴い、保険給付費も増加の一途をたどっており、その財源の一部を担っている第1号被保険者の介護保険料についても、水準の上昇が余儀なくされてきたところである。

こうした中、平成23年6月22日に公布された介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律では、国、都道府県、市町村それぞれが3分の1ずつを負担して都道府県に設置している介護保険財政安定化基金を、都道府県の判断で一部を取り崩し、さらに、その3分の1に相当する額を市町村に交付することで、第1号被保険者の介護保険料の負担軽減を図ることができることとされた。これにより、一定の介護保険料上昇の抑制が図れることとなった。

しかし、基金の取り崩しによる介護保険料の上昇抑制効果は一時的なものである。我が国の人口構成を鑑みると、今後の介護保険制度の運営に大きな困難を伴うことは明白であり、介護保険財政の安定性及び継続性に懸念を抱くところである。

介護保険制度の要諦は、要介護者を社会全体で支えることにあり、その運用は給付、負担両面で世代間・世代内の公平性を確保していくことが必要である。よって、国においては、制度の理念を実現すべく、現在において上昇し続ける介護保険料の抑制、特に低所得者への対策を講ずるとともに、将来の安定した介護保険制度の運用を可能にするための対策を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年3月29日

内閣総理大臣 }
厚生労働大臣 } 宛

亀岡市議会議長 木曾 利廣